

三田証券株式会社 外国証券取引口座約款 新旧対照表

(変更箇所は下線部)

新	旧
<p><b>(個人データの第三者提供に関する同意)</b></p> <p>第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要となる範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>①～③ （現行どおり）</p> <p>④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）<u>、当該外国証券の売買に係る外国証券業者、管理会社又は保管機関等が、マネー・ローンダリング若しくは証券取引に係る犯則事件への対応（それらの予防を含む）又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく確認若しくは調査等を行う場合</u> 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者、<u>管理会社</u>又は保管機関等</p>	<p><b>(個人データの第三者提供に関する同意)</b></p> <p>第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要となる範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、<u>その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続きに使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合</u> 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p>